

久米島町貨物運送事業者等原油高騰対策支援 給付金に関するお知らせ

◆久米島町貨物運送事業者等原油高騰対策支援給付金とは？

新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰により減収となった貨物自動車運送事業者等のうち、下記に該当する事業者へ給付金を交付します。

◆給付対象者

以下の要件を満たしている事業者。

- ・貨物自動車運送事業法第3条に規定に基づき、国土交通大臣から許可を受けた一般貨物自動車運送事業者であって、久米島町内に本社又は営業所があり、事業の停止処分等を受けていないこと。
- ・貨物自動車運送事業法第35条の規定に基づき、国土交通大臣から許可を受けた特定貨物自動車運送事業者であって、久米島町内に本社又は営業所があり、事業の停止処分等を受けていないこと。
- ・「自動車の用途等の区分について（任命通達）」により区分されている特殊用途自動車を保有している事業者であって、久米島町内に本社又は営業所があり、事業の停止処分等を受けていないこと。
- ・申請日時点で事業を継続して行っていること。
- ・久米島町暴力団排除条例及び反社会的行為を規制する法令に抵触していないこと。

◆給付金の額と申請に必要な書類

対象	・一般貨物自動車運送事業者 ・特定貨物自動車運送事業者 ・特殊用途自動車保有事業者
給付金の額	30万円／1事業者
申請に必要な書類	①申請書兼請求書 ②R1年1月～12月の収入が確認できる書類（確定申告書等） ③R3年1月～12月の収入が確認できる書類（確定申告書 or 売上台帳等） ④貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通大臣から許可を得たことを証する書類。 ⑤事業における登録車両の台数及び車両の区分が確認できる書類。（車検証等） ⑥通帳の写し ⑦本人確認できる書類 ※申請内容によっては追加資料の提出を求められることがあります。

※本給付金は課税対象となりますので、令和5年度に申告が必要となります。

◆申請期間 令和4年7月5日(火)～令和4年9月30日(金)17時まで

◆提出先 久米島町商工観光課(仲里庁舎2階) TEL:098-985-7131